請願第５号　　平成 26 年２月６日受理

件　　名　　「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願

請　願　者　　熊谷市石原３－１７
熊谷市ろう者協会
会長　岩田恵子

紹 介 議 員　　栗原健舜、杉田茂実、林　幸子、閑野高広、山田忠之、
黒澤三千夫

要　　旨　　別紙のとおり

付託委員会　　市民福祉常任委員会

【件　　名】

「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

２００６（平成１８）年１２月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、２０１１（平成２３）年８月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第２２条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって下記の事項について、国に対し意見書を提出することを請願する。

【請願事項】

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。